



2026年5月14日

各 位

会 社 名 地盤ネットホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒川 高 広
(コード番号：6072 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 高瀬 秀 人
(TEL. 03-6265-1834)

商号の変更、本店の移転、発行可能株式総数の変更 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、商号の変更、本店の移転、発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更について2026年6月26日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、2026年1月の東京証券取引所スタンダード市場への市場区分変更を契機として、中長期的な企業価値向上に向けた経営基盤の整備およびガバナンスの強化を進めてまいりました。

また、当社グループは、地盤関連事業を基盤としつつ、BIMソリューションや再エネインフラ関連分野への展開など、事業領域の拡大を進めております。

今後は、持株会社としての機能を一層強化し、グループ全体の成長戦略の推進に加え、資本効率を意識した経営および成長投資の推進を図ってまいります。

このような経営体制の進化および事業領域の拡張を踏まえ、従来の事業イメージにとらわれない企業像を明確にするとともに、グループの将来像を社内外に適切に示すことを目的として、商号を変更するものであります。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社 E R T H G r o u p（英文：ERTH Group Co., Ltd.）

(3) 変更予定日

2026年10月1日

2. 本店の移転について

(1) 変更の理由

当社グループの拠点を1か所に集約し、経営効率の向上および業務運営の適正化を図るため、本店の所在地を東京都新宿区から東京都中央区に変更するものであります。

(2) 変更予定日

移転予定の建物内装工事完成時期との関係上、2026年9月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとします。

3. 発行可能株式総数の変更について

(1) 変更の理由

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上の実現に向けて、既存事業の強化に加え、新規事業の展開、M&A、資本・業務提携、財務基盤の強化及び資本効率の向上に資する施策その他の成長投資を推進していく方針です。

これらの施策を機動的に実施するためには、将来的な資金調達手段及び資本政策の柔軟性を確保しておくことが重要であると判断し、発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 変更後の発行可能株式総数

92,592,000 株

(参考：現行定款における発行可能株式総数 78,400,000 株)

(3) 変更予定日

以下、「4. 定款の一部変更 (3) 日程」をご参照下さい。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記1～3に記載する商号の変更、本店の移転、発行可能株式総数の変更を行うため、現行定款第1条(商号)及び第3条(本店の所在地)並びに第6条(発行可能株式総数)を変更し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>地盤ネットホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Jibannet Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社 EARTH Group</u> と称し、英文では <u>EARTH Group Co.,Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>新宿区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。
第4条～第5条 (条文省略)	第4条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は <u>7,840万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は <u>92,592,000株</u> とする。
第7条～第47条 (条文省略)	第7条～第47条 (現行どおり)
(新設)	附則1 第1条(商号)の変更は、2026年10月1日をもって効力を生じるものとする。本附則は、当該効力発生日経過後、削除されるものとする。

(新設)	附則 2 第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2026 年 9 月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は当該本店移転日経過後、削除されるものとする。
------	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026 年 6 月 26 日 (予定)

以上